

行政と自治会の狭間で

①

地方政治クリエイト

伊藤 秀昭

地元(旭校区前畑町)

の自治会会長を仰せつ

かって一年。何せ、豊

橋市内で最も高齢化率

(全人口に占める65歳

以上の割合)が高く、

30%を超える地域であ

る。

それだけに「私たち

はお互い様で結ばれた

『近助』の一員です」

をモットーに「まずは

た便り」を全世帯に配

りながら、新しいまち

づくりに取り組んでい

る。

そこで、市議会議員

(1987年5月から

2011年4月まで6

期24年)時代には見え

なかった、いくつかの

事が見えてきた。

■半月待てないのか

「広報とよはし」4月

1日号は、例年のごと

く「新年度予算紹介」

の特集である。4月に

わたって、新年度の新

規事業を中心に説明し

てある。

この「広報とよはし」

が我が家に配られてき

たのは3月26日の夕

方、それを組むことに分

けて12軒の組長宅に運

んだのは27日である。

しかしである。この

新年度予算が豊橋市議

会で議決されたのは3

月28日の午後の本会議

である。

すなわち、まだ議決

前にもう市民の手に渡

っているのだ。

議員時代に一度、担

当部局で確認した時に

「もちろん、議会の議決

を待って、GOサイン

を出しています」と聞

いたが、現実はず

っとした。

市民代表の議員諸氏

が連日の予算委員会の

審議中に、すでに印刷

され、現場に降りてい

るのだ。

「原案通り可決が前

提で、「否決」もある

いは「修正」も絶対な

されない議会とはあま

りにも形式的であり、

議会もなめられたもの

であり、行政の「議会

無視」もはなはだしい

現実である。

半月待って、4月15

日号では遅いのだろう

か。

■寄付のお願い

3月の年度末から4

月にかけて、自治会や校

区自治会の役員改選や

総会が開かれ、慌ただ

しく新年度がスタート

していく。

自治会運営を一年間

やってみて、一番驚く

のは「寄付のお願い」

の多さ。

5月の「赤十字募

金」、7月の「一品寄

付」、10月の「赤い羽

根共同募金」、11月の

「歳末助け合い募金」、

そこに地元神社の「大

祓人形初穂料」や「神

符」、護国神社の「お初

穂料」、伊勢神宮の「神

札」…。

「赤十字募金」(日本

赤十字社事業資金)社

資)については一世帯

当たり平均230円と

いう目標額付きであ

る。

本来、募金や寄付金

などは個人の任意の意

思により集めるべきも

のであり、世帯ごとに

分担して集めるもので

はないはず。であるの

に、このような世帯当

たり目標を決めた集金

の仕組みを豊橋市も容

認し、さらに便宜を図

りさえしている。

これらは「福祉」と

いう大義名分を掲げて

いるから、これで「良

く」としているのだろう

か。

そのために、現場で

集めに歩く組長さんの

煩わしさを軽減するた

めに、自治会費ととも

に一定額の寄付金対応

額が上乘せされて一括

集金されていて、その

都度、上部団体に収め

ている自治会費は多いと

いう。

このような実態に警

鐘を鳴らしたのは、滋

賀県甲賀市の希望ヶ丘

自治会の裁判である。

募金や寄付金を自治会

費に上乘せし一括集金

するといふ自治会決議

を無効として自治会役

員を訴えた裁判であ

る。

「事実上の強制をも

つてなされる寄付につ

いての決議は、会員の

思想、信条の自由を侵

害するものであって、

公序良俗に反し無効と

いふべきだ」という趣

旨の大阪高裁判決が、

最高裁で確定したのだ

(2008年4月)。

にもかかわらず、従

来とあまり変わらず

に、会費上乘せ一括集

金が行われている実態

がある。

あまりにも形式的過ぎないか

豊橋市自治連合会発

行の「自治会活動の手

引き」のなかには「個

人から徴収するのが難

しいからといって、純

粋な自治会活動に必要

な経費に充てるべき町

自治会費から支出する

のは望ましくありません」とあるが…。

※⑦は21日掲載予定

です。